

津別町物価高対応子育て応援手当

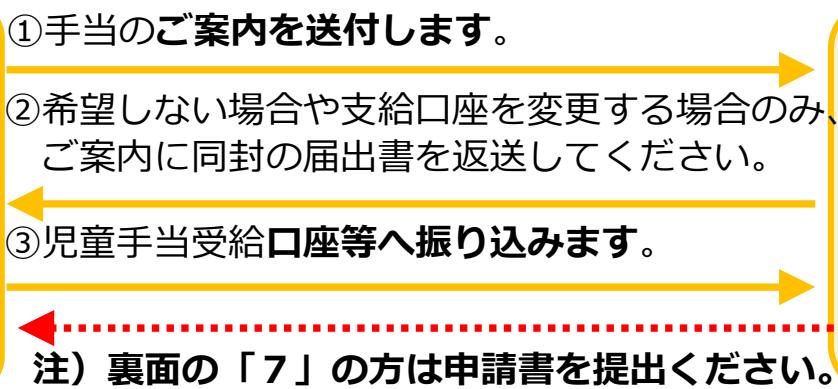
のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注) 申請が必要な方は裏面「7」をご覧ください。また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ令和8年1月5日(月)までに届出書を返送(必着)するか、裏面記載の窓口まで持参ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童(※令和7年9月に出生した児童については10月分)
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の児童手当受給者、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき2万円(1回限り)です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

申請が不要の方は令和8年1月15日に支給します。
以降、申請の必要な方は申請があり次第入金します。

5. 申請はいつまで？【申請期限】

- 公務員の方は、令和8年3月31日(必着)です。
○公務員以外の方は、令和8年4月15日(必着)です。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

6. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（1）児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

（2）申請を行った保護者（「7」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年4月30日までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

7. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。指定の申請書を提出してください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

8. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、9月分の児童手当を支給した市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、津別町物価高子育て応援手当支給申請書（請求書）に必要事項を記載し、所属庁にて「公務員児童手当受給状況証明欄」に記載の上、津別町役場担当窓口へ郵送または持参にてご提出ください。申請書の様式は、保健福祉課福祉係窓口で受け取るか、町のホームページからダウンロードして取得してください。

お問い合わせ先（津別町役場）

保健福祉課福祉係（役場1階6番窓口）

電話：0152-77-8381

（受付時間：平日午前8:30～午後5:15）

町ホームページ（申請書掲載）

【URL】

<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/soshiki/hokenfukushi/1/4224.html>

二次元コード



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに津別町から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに交番や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。